主なコメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方

(凡例)

法:公認会計士法

府令:外国監査法人等に関する内閣府令

	コメントの概要	金融庁の考え方
1	法第34条の35第1項ただし書においては、「外国会社等財務書類について同項の業務に相当すると認められる業務を行う者に対する監督を行う外国の行政機関その他これに準ずるものの適切な監督を受けると認められる者として内閣府令で定めるものについては、この限りでない。」とされているが、規則案において該当する規定は置かれていない。外国当局との相互承認に基づく届出の適用除外の制度は実施されないのか。また、今後の予定如何。	ご指摘のとおり、公認会計士法では、外国 当局による適切な監督を受けると認められ ると内閣府令で定められる場合、届出免除を しうることとされていますが、現時点では、 届出免除規定を用いることは考えておらず、 内閣府令でも要件は定められていません。 届出免除規定を用いる場合には、相互主義 が前提となり、当該外国における我が国の監 査法人に対する監督のあり方も考慮する必 要があると考えます。外国当局の検査・監督 体制、諸外国の動向等を注視しつつ、今後の 対応を検討していく予定です。
2	外国監査法人等の母国における個人情報保護や職業専門家の守秘義務等に係る法令を遵守する必要があり、一部の情報について届出を行うことができない場合に、届出義務の違反とならないことを明確にして頂きたい。	ご指摘を踏まえ、届出書の添付書類の記載 事項については、個人情報保護や職業専門が生 した場合に、一定の条件の下で、当該 もの条件の下で、当該 もの条件の下で、当該 もの条件の下で、当該 もの条件の下で、当該 もの条件の下で、当該 もの条件の下で、当該 もの条件の下で、当該 もの条件の下で、当該 もの条件の下で、当該 もの条件の下で、当該 もの条件の下で、当該 もの条件の下で、当該 もの条件の下で、当該 もの条件ので、当該 もの条件ので、当該 もの条件ので、当該 ものを はいまする ものは、はいまする ものは、は、する は、する ものは、は、する ものは、は、する ものは、は、する ものは、は、する ものは、する ものは、する ものは、する は、する ものできる。 一 当該 ものできる。 一 当該 ものできる。 一 当該 ものできる。 一 当該 ものできる。 一 当該 ものできる は、する ものできる は、する ものできる は、する ものできる は、する は、する は、する は、する は、する は、する は、する は、す

		あっては、届出者が当該許可等を得るために講じた措置及び当該措置を講じてもなお当該許可等を得られなかった理由
	訳文の添付 〔府令第1条〕	
3	届出書及び添付書類は、日本語でなければならないのか。	法第34条の36第2項の届出書の添付書類については、英語で記載されたものである場合に限って、訳文の添付を免除することとします。法第34条の36第1項の届出書や、英語以外で記載された届出書の添付書類については、日本語での提出(日本語訳の添付)が義務付けられます。 上記の点を明確にする観点から、以下の条文を追加いたします。
		(訳文の添付) 第一条 公認会計士法(以下「法」という。) 第五章の四の規定により金融庁長官に提 出する書類で、特別の事情により日本語で 記載することができないものがあるとき は、その訳文を付さなければならない。た だし、当該書類のうち、法第三十四条の三 十六第二項の規定により添付されるもの (英語で記載されたものに限る。)につい ては、この限りでない。
	届出〔府令第2条〕	
4	届出規定の施行を遅らせて欲しい。	改正法は、平成 20 年4月1日から施行されることとされており、外国監査法人等の届出規定についても、同日から施行されます。他方、今回の届出制度は、外国において監査又は証明をすることを業とする者を対象として新たに導入するものであり、外国に対して周知するために要する期間や届出書面の準備等に要する時間を勘案し、当初の届出については、以下の規定を設けることにより、十分な時間が確保されるようにします。
		附則 (届出書に添付すべき書類に関する経過 措置) 第二条 施行日以後最初に開始する会計期間に係

る外国会社等財務書類について監査証明業務に相当する業務を行うときは、法第三十四条の三十六第二項に規定する書類については、当該業務に係る同条第一項に規定する届出書の提出があった日以後六月を経過する日(当該日が監査報告書を提出すべき日以後の日である場合は、当該提出すべき日の前日)までに提出することができる。

5 届出書を4通提出する必要はないのではないか。なぜ、電子媒体での提出はできないのか。

紙媒体での提出の際には、財務局等を経由 しないことを踏まえて、正本1通、副本1通 の計2通を提出していただくこととし、以下 のように所要の修正をいたします。

(届出)

第二条 法第三十四条の三十五第一項の規定による届出をしようとする者(以下「届出者」という。)は、別紙様式第一号により法第三十四条の三十六第一項に規定する届出書<u>二通</u>を作成し、同条第二項に規定する書類<u>二部</u>を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

(変更の届出)

第六条 法第三十四条の三十七第一項の規定による届出をしようとする外国監査法人等(法第一条の三第七項に規定する外国監査法人等をいう。以下同じ。)は、別紙様式第二号により変更届出書<u>二通</u>を作成し、金融庁長官に提出しなければならない。

(廃業等の届出)

第八条 法第三十四条の三十九第一項の規定による届出をしようとする外国監査法人等は、別紙様式第三号により廃業等届出書<u>二通</u>を作成し、金融庁長官に提出しなければならない。

なお、電子媒体での提出については、システム構築に要する費用・時間等に鑑み、今後の需要も見極めながら、慎重に検討していきたいと考えております。

	代理人 〔府令第3条〕	
6	代理人を置くことを必須とすることは、コス	法第 34 条の 35 第 1 項の規定による届出に
	トの増加や、届出の遅延につながるものであ	ついては、届出書類について原則として日本
	る。代理人設置は任意にできないか。	語での提出が求められていること、届出書類
7	代理人の責任が届出書類の提出以外に何が	に不備がある場合に連絡をとる必要性等に
	あるのか明確にすべき。	鑑み、日本国内に住所を有する代理人の設置
		を義務付けることとしています。
		他方、法第 34 条の 37 第 1 項の規定による
		変更届出や法第 34 条の 39 第 1 項の規定によ
		る廃業等の届出については、代理人の設置は
		義務付けておりません。
		この点、これらの届出についても、届出書
		類について原則として日本語での提出が求
		められていること、届出書類に不備がある場
		合に連絡をとる必要性等に鑑みれば、代理人
		を設置することが原則として必要と考えら
		れますが、他方で、添付書類も含め、全ての
		届出事項について書類を整えることが必要
		な当初の届出の場合とは異なり、代理人を設
		置しなくとも、届出者において当局からの連
		絡対応が円滑になされるような体制整備が
		図られており、本届出制度に係る規定の施行
		に支障がない場合は、届出者自ら届出を行う
		ことを妨げる必要はないと考えられますの
		で、代理人の設置は義務付けないこととして
		います。この点を踏まえ、「代理人の氏名又
		は名称及び住所又は所在地」については、官
		報公示の対象となる府令第4条からは削除
		しています。
		なお、代理人のほか、届出者において当局
		からの連絡対応を行う事務連絡者の氏名・連
		絡先についても、届出書への記載が求められ
		ます(別紙様式第1号参照)。
	届出書のその他の記載事項 〔府令第4条〕	添付書類の記載事項 〔府令第5条〕
8	第3号「当該業務を執行する者のうちその事	我が国の監査報告書においては、公認会計
	務を統括する者(事務統括者)」は、監査事務	士又は監査法人の代表者及び業務執行社員
	所のうちどのレベルの者を指すのか。	が自署し、かつ、自己の印を押すこととされ
		ています(財務諸表等の監査証明に関する内
		閣府令第4条第1項)が、諸外国においては
		必ずしも同様の取扱いとなっておらず、監査
		報告書には監査法人の名称のみが記載され
		ている事例も見受けられます。

なお、事務統括者の氏名については、当該

		情報が官報公示の対象となる場合、届出者の 母国における個人情報保護や職業専門家の 守秘義務に関する外国法とのコンフリクト が生じるおそれがあることを踏まえ、届出書 の記載事項から削除し、届出書の添付書類 (官報公示の対象外)の記載事項として規定 することとします。 第五条第一項 二 外国会社等財務書類について監査証 明業務に相当すると認められる業務を 執行する者の <u>うちその事務を統括する</u> 者の氏名及び経歴(当該者が監査及び会 計の専門家であることを証明する資格 の取得に関する事項を含む。)
10	一定の行政処分の履歴については、官報公示の対象となる場合、届出者の母国における個人情報保護や職業専門家の守秘義務等に係る法令に違反するおそれがあることに留意して頂きたい。 届出が必要となる行政処分を受けた時点を明示すべきである。	ご指摘を踏まえ、行政処分等に係る記載を 届出書の記載事項から削除し、届出書の添付 書類(官報公示の対象外)の記載事項(第5 条第5号)とすることといたします。 届出が必要となる行政処分等は、届出日から遡って過去5年分であることを明記する とともに、届出が必要となる責任の内容として、行政責任のみならず刑事責任も含まれる ことを明確にするため、規定内容を次のとおり修正いたします。
		第五条第一項 六 届出日から起算して過去五年間において、届出者が監査証明業務に相当すると認められる業務について、罰金以上の刑に相当する外国の法令による刑に処せられた場合又は行政機関等から行政処分その他これに準ずるものを受けた場合は、その旨及び当該刑又は当該処分その他これに準ずるものの内容
11	届出者の属する国における監査制度の概要については、金融庁が外国当局から直接情報を 入手することができるのではないか。	ご指摘のように、監査制度の概要について、届出者の属する国の当局が必要かつ十分な情報をインターネット上で公表している場合等には、届出事項とする必要がないことから、次のとおり修正いたします。

r		<u>, </u>
		第五条 1 法第三十四条の三十六第二項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。ただし、第三号イ又は八に掲げる事項について、届出者の主たる事務所の所在する国において監査証明業務に相当すると認められる業務を行う者を所管する行政機関その他これに準ずるもの(以下この条において「行政機関等」という。)がインターネットを利用して公衆が閲覧することができる状態に置いた情報その
		他金融庁長官が適当と認めるものを参照 すべき旨を記載したときは、当該事項の記 載をしたものとみなす。
12	「事務所の概況に関する次に掲げる事項」の「事務所」を、外国会社等財務書類について監査証明業務に相当する業務を行なっている事務所のみに限定してほしい。	届出者の地域的な人的資源の配分の状況 等は当局にとって重要な情報であることから、届出者の有する全事務所についての記載が求められます。 ただし、記載上の負担を軽減する観点から、各事務所に勤務する者の数は、監査の専門資格を保有する者に限ることとし、府令第5条第1項第4号二 について、次のように修正いたします。
		<u>計の専門家であることを証明する資格</u> <u>を保有する者に限る。)</u> の数
13	資本金の額又は出資の総額は、出資者である パートナーの出入りにより頻繁に変動するため、変動の都度、変更届出を提出することは実 務上困難と思われる。	ご指摘を踏まえ、別紙様式第1号(届出書)の記載上の注意に、次の規定を加えることとします。
		(記載上の注意) 資本金の額又は出資の総額は、当該金額を百で除して得た額の最上位のけたを表示単位とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入して記載すること。なお、本邦通貨以外の通貨建ての金額により表示している場合には、本邦通貨に換算した金額及びその換算に用いた標準を付記すること。